

# 平成15年度から 高齢者の方の介護 保険料が変わります

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者も含め四十歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっていきます。

六十五歳以上の高齢者の方の保険料は三年に一度改定されることになっており、今年はその改定の年に当たります。

各市町村での保険料は、今年度（平成十五年）から十七年度までの三年間に提供される介護サービスの費用の見込みに基づき、保険給付に必要な費用の約一八％を各市町村にお住まいの六十五歳以上の方の人数で割った額を基準額（所得段階に応じた保険料を計算する際に基準となる額）として決定しました。

## 各市町村ごとの保険料基準額

これまで		現在	
市町村名	(参考)平成12年度～14年度の第1号保険料	市町村名	平成15年度～17年度の第1号保険料(円)
那覇市	3906	那覇市	5226
石川市	3653	石川市	5000
具志川市	3467	具志川市	4898
宜野湾市	3572	宜野湾市	5158
平良市	3100	平良市	4050
石垣市	3375	石垣市	4757
浦添市	3800	浦添市	4900
名護市	3906	名護市	5008
糸満市	3890	糸満市	5680
沖縄市	3529	沖縄市	5178
西原町	3425	西原町	4950
城辺町	3300	城辺町	3700
下地町	3300	下地町	3800
上野村	3300	上野村	4000
伊良部町	2800	伊良部町	3600
多良間村	2200	多良間村	2700
竹富町	3438	竹富町	4047
与那国町	3689	与那国町	5652
玉城村	3483	玉城村	3217
久米島町	3456	久米島町	3217
渡嘉敷村	3597	渡嘉敷村	3217
座間味村	3231	座間味村	3217
南大東村	2019	南大東村	3217
北大東村	3472	北大東村	3217
伊平屋村	2925	伊平屋村	3217
大宜味村	3955	大宜味村	3217
東村	3704	東村	3217
恩納村	3015	恩納村	3217
宜野座村	3200	宜野座村	3217
金武町	3100	金武町	3217
伊江村	3500	伊江村	3217
綾瀬町	3644	綾瀬町	3217
北中城村	3676	北中城村	3217
具志堅村	3660	具志堅村	3217
知念村	3663	知念村	3217
佐敷町	3700	佐敷町	3217
豊見城市	3801	豊見城市	3217
国頭村	3583	国頭村	3217
今帰仁村	3014	今帰仁村	3217
本部町	3527	本部町	3217
与那国町	3600	与那国町	3217
読谷村	3433	読谷村	3217
嘉手納町	3559	嘉手納町	3217
北谷町	3782	北谷町	3217
中城村	4000	中城村	3217
東風平町	3286	東風平町	3217
与那原町	3896	与那原町	3217
大里村	3799	大里村	3217
南風原町	3437	南風原町	3217
東国村	3800	東国村	3217
渡名喜村	3489	渡名喜村	3217
伊豆名村	3400	伊豆名村	3217

保険料の額は基準額の月額(円)です。実際にお支払いになる額は、納める方の所得により額の増減があります。

**Q** 介護保険料は、いつから変わるのですか？

**A** 特別徴収の場合は平成十五年十月から、普通徴収の場合は同年四月以降から介護保険料の額が変わります。どちらの納め方でも、一年間に納める総額は同じになります。

**普通徴収**  
(口座振替、納付書による金融機関への納付)  
老齢(退職)年金が年額18万円(月額1万5000円)未満の方( )

平成15年4月以降に、新しい介護保険料を納めることになります。

なお、普通徴収の納期は市町村によって違います。詳しくはお住まいの市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。

年金が18万円以上の方でも、年度の途中で65歳になられた場合などは、普通徴収になります

**特別徴収**  
(年金からの天引き)  
老齢(退職)年金が年額18万円(月額1万5000円)以上の方

平成15年10月から新しい保険料を納めることとなります。

なお、4・6・8月は前年度と同じ水準に据え置いた額を納めますが、据え置き分は10・12・2月に上乗せして納めます。

仮徴収額			本徴収額		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収 前年度と同じ水準に据え置いた額を仮に徴収。			本徴収 4・6・8月に据え置いた額を保険料に上乗せして徴収		

↑ 4・6・8月の据え置き分

**Q** なぜ、介護保険料が引き上げになる市町村が多いのですか？

**A** 平成十五年度から十七年度までの三年間に、介護サービスの利用がこれまでより多くなると見込まれています。そのため、介護給付に必要な費用にあてる、六十五歳以上の方の介護保険料が引き上げとなる市町村が多くなっています。

平成十二年度から十四年度までの介護給付に必要な費用の見込み額は、約一千四百億円(県全体)でしたが、平成十五年度から十七年度では介護サービスの利用が増える予想されるため、介護給付に必要な費用は約一千八百六十億円(県全体)と見込まれます。



お問い合わせ  
県長寿社会対策室  
TEL (098) 866 626  
FAX (098) 866 262  
6 2 2 1 4  
3 2 1 5

メールアドレス aa021156@pref.okinawa.jp  
ホームページもご覧ください。  
沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/index-j.html) から「部局別メニュー」「長寿社会対策室」へ